法務省入国管理局

**永住者の方へ（重要なお知らせ）**

永住者の方の「外国人登録証明書」は，２０１５年（平成２７年）７月８日をもって全て有効期間が満了しています。

まだ「在留カード」をお持ちでない永住者の方は，至急最寄りの地方入国管理局若しくは地方入国管理局支局又はそれらの出張所（空港支局及び空港出張所を除きます。）にお越しの上，在留カードの交付の申請を行ってください。

なお，在留カードの交付を受けていないことをもって在留資格が失われることはありませんが，「みなし再入国許可」の適用がありませんので，ご注意ください。

詳しくは以下をご覧ください。

「特別永住者証明書等への切替え案内」

（www.immi-moj.go.jp/eiju/index.html へリンク，資料①）

「中長期在留者の方へ（お知らせ）」

（www.immi-moj.go.jp/keiziban/pdf/150331.pdf へリンク， 資料② ）

（英語版）

（www.immi-moj.go.jp/english/keiziban/pdf/150331-3.pdf へのリンク，資料③）

（中国語版）

(www.immi-moj.go.jp/newimmiact\_1/pdf/card/003.pdf へのリンク， 資料④ ）

（韓国語版）

（www.immi-moj.go.jp/newimmiact\_1/pdf/card/005.pdf へのリンク， 資料⑤ ）

（ポルトガル語版）

（www.immi-moj.go.jp/newimmiact\_1/pdf/card/007.pdf へのリンク， 資料⑥ ）

（スペイン語版）

（www.immi-moj.go.jp/newimmiact\_1/pdf/card/006.pdf へのリンク， 資料⑦ ）